

○ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について
(平成21年4月6日島生環甲第261号県警察本部長通達)

この通達は、警察庁において法の解釈及び運用を一部見直したことに伴い、ストーカー事案に適切に対応するために必要な事項を定めたものです。